

## 第 2 5 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和元年 7 月 5 日（金）午後 1 時 3 0 分より、第 2 5 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

### 記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 3 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

#### （出席委員）

1 番 久世谷 幸治	2 番 多田 岳史	3 番 徳田 明子	4 番 中林 和夫
5 番 古川 嘉嗣	6 番 井内 英樹	7 番 多羅尾 英樹	8 番 中西 秀友
9 番 辻 四一郎	1 0 番 吉田 利一	1 1 番 高田 悦和	1 2 番 小島 佳剛
1 4 番 山本 晃一郎			

#### （欠席委員）

1 3 番 水主 哲寛

#### （農地利用最適化推進委員）

北浦 荘平      村田 昇造      江口 淳司      水谷 修      北村 嘉朗

#### （事務局）

土肥 局長      西村 次長      清水（囑託）      村田（囑託）

	( 午後 1 時 3 0 分 開会 )
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は水主委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 3 名、欠席委員 1 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 2 5 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、久世谷委員、多田委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、井内委員、中林委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 2 件のご説明を申し上げます。</p> <p><b>【第 1 号議案、 1 番から 2 番を別添議案書をもとに朗読】</b></p> <p>番号 1 の譲渡人は、高齢により農作業が困難となり後継者がいないこと、譲受人については、自身が運営する飲食店で提供する農作物を作るため農地を購入することが、所有権移転の理由です。</p> <p>番号 2 の譲渡人は、高齢のため耕作が難しくなったこと、譲受人については、城陽市内の新名神高速道路用地の代替地として農地を購入することが、所有権移転の理由です。</p> <p>以上 2 件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

中林委員	<p>報告します。去る6月25日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の小倉町の利用状況ですが、現状は畑で、50cmほどの高さの草が全面に生えた状態でした。</p> <p>番号2の伊勢田町、及び の利用状況ですが、一枚で利用されている畑で、草が全面刈り取られていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>番号1の譲受人は、現在の所有農地の面積が3反ありますが、相続で取得されたんですか。レストランで使うということですが、元々どういう経営をされているんですか。</p>
局長	<p>現在の所有農地を取得された経緯までは分かりません。元々会社を運営されていましたがリタイアして、自社が運営する飲食店があるのでそこへ育てた作物を提供したいということです。カブやピーマン、ハーブ等を作付される予定です。</p>
山本会長職務代理者	<p>農家資格はあるんですか。</p>
局長	<p>所有農地は営農されています。</p>
水谷推進委員	<p>当該地を買ったら面積3反は超えるので、要件としては整いますね。</p>
局長	<p>京都市と守山市に畑をお持ちの状態から、今回当該地を取得するべく申請されました。</p>
水谷推進委員	<p>作物を提供されるのはホテルですか。</p>
局長	<p>飲食店とは聞いておりますが、ホテルかどうかまでは把握しておりません。</p>
水谷推進委員	<p>作物をどこで使っても構わないんですが、わりと土地を動かしている人ですので少し懸念はしています。ちゃんと農業をしてくださるなら結構です。</p>
議長	<p>番号2の譲渡人も、当該地を購入してから何も作付していません。購入される</p>

	<p>際、買っても耕作できないのではと伝えましたが、本人はやりますと言っていました。</p>
水谷推進委員	<p>自分の店でやってもホテルでやっても構いませんが、営農計画はどうなっていますか。ちゃんと営農されることが分かるような、具体的な計画が聞きたいです。</p>
局長	<p>営農計画書が提出されています。先述のとおり、作物はカブやピーマン、ハーブ等を予定されており、作付については時期をずらすことで継続して通年で収穫をすると計画されています。</p>
議長	<p>委員さん方は常々見かける場所です。よくよく目を光らせて見守っていただければと思います。</p>
多羅尾委員	<p>現地調査は10日ほど前ですし、そのときよりも更に今は草丈が伸びているかと思えます。このままで放置されないよう適正に管理してもらわなくてははいけません。</p>
議長	<p>ちゃんと営農されるかどうか、皆で目を光らせておくしかありませんね。</p>
小島委員	<p>特に地元の農業委員さんにはしっかりと見ておいて頂ければと思います。</p>
議長	<p>とにかく草は刈ってもらわないといけませんね。まずはきちんと草刈りするよう条件を付けて、承認ということで宜しいでしょうか。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>なお、本議案の番号3につきましては、関係者がおられますことから、本議案の番号1及び2と、番号3に分けて審議いただきます。</p> <p>それでは、本議案の番号1及び2につきまして、事務局より説明願います。</p>

<p>局 長</p>	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」番号1及び2の2件について一括してご説明を申し上げます。</p> <p>【第2号議案、1番から2番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1及び2の農用地利用集積計画ですが、これらは農地中間管理事業による農地の貸付けを行うために、先ず、農地所有者から、農地中間管理機構である一般社団法人京都府農業会議に賃借権の設定を行うものでございます。</p> <p>これら2件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、農用地利用集積計画の内容が「宇治市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合していることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、井内委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>井内委員</p>	<p>報告します。去る6月25日、事務局の案内で中林委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の安田町 及び の利用状況ですが、水稻の作付準備がなされている途中で、苗が置かれた状態でした。安田町 及び の利用状況につきましては、水稻が作付されておりました。</p> <p>番号2の安田町 の利用状況ですが、水稻が作付されておりました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案の番号1及び2につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>今作付されているのは誰が植えたんですか。</p>
<p>中林委員</p>	<p>借人でしょうか。</p>
<p>井内委員</p>	<p>誰が植えたかは分かりませんが、現状既に植えられていました。半分は植えられていて、もう半分はまだ準備途中でした。不耕起栽培をされていましたが、そろそろ植えないと間に合わない時期ではあります。</p>

議 長	苗で置いてあるんですか。
井内委員	そうです。
中林委員	田植え機がずっと置かれていたんですが、それが撤去されていて苗箱だけが置いてありました。
議 長	承認を得てから植えられるのかもしれませんが。 他にご意見等はございませんか。  異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって、「第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号 1 及び 2 は、議案のとおり「承認すること」と決しました。  次に本議案番号 3 の審議につきまして、委員は、関係者になりますので、ここで一旦退室いただきます。  = 委員、退室 =
議 長	本議案の番号 3 について、事務局より説明願います。
局 長	それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」番号 3 のご説明を申し上げます。  【第 2 号議案、3 番を別添議案書をもとに朗読】  番号 3 につきましては、宇治市農地バンク制度により登録された貸付け希望者と借受け希望者が交渉し、両名が合意するに至り、利用権を設定するものでございます。  本件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、井内委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
井内委員	<p>報告します。去る6月25日、事務局の案内で中林委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号3の白川 の利用状況ですが、以前は畑をされていたようです。現状は草が30cmから50cmほどの高さまで生えていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案の番号3につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>当該地は茶畑ではなかったんですか。</p>
井内委員	<p>以前はサツマイモを植えられていたようです。</p>
議 長	<p>借人は何を作付されるんですか。</p>
局 長	<p>お茶を栽培される予定です。</p>
中林委員	<p>お茶を植えるのは2月か3月頃です。なんでこの時期に借りられるんでしょうか。早く借りてほしいというような要望があったのかなとも考えます。本来なら、お茶目的で借り始めるなら11月頃にしておけば手間は少ないかと思います。</p>
山本会長職務代理者	<p>秋植えのお茶もありますね。</p>
局 長	<p>予定では2021年ということで、再来年の春に植えられるとのこと。それまでの間は、月一のペースで管理をされるとのことです。管理を含めての貸借なのかなとは考えております。</p>
中林委員	<p>当該地にはフェンスが設置され砂利敷きのところがありますが、フェンスはどうされるんですか。</p>
山本会長職務代理者	<p>駐車場みたいな場所がありますね。</p>
局 長	<p>フェンスは残しておき、周辺は交通量が多いので、砂利敷き部分に駐車される</p>

	<p>ようです。</p>
中林委員	<p>当該地の4分の1くらいは砂利敷きです。</p>
中西委員	<p>何を栽培されるんですか。</p>
局 長	<p>お茶を計画されています。</p>
中西委員	<p>貸借期間は9年7か月とありますが、期間を更新しないとされたときはどうなってしまうのでしょうか。お茶はまともに収穫しようと思ったらどれくらいの期間が必要なんですか。</p>
議 長	<p>植えてから大体4、5年程度かと思います。育ってきたらもしかしたら買い取られるかもしれません。先ほどの話ですが、駐車スペースが広すぎるんですか。</p>
中林委員	<p>5、6台くらい駐車できます。良いのであれば構わないんですが、農地ですし、車をとめても良いんでしょうか。</p>
水谷推進委員	<p>バラスが入っていても、農地として課税されているんですか。</p>
次 長	<p>課税は現況主義です。</p>
中西委員	<p>バラスが沢山あるということですが、新たに外から石を入れた場合と、農地から出した石を使っていた場合なら対応は変わるんでしょうか。</p>
議 長	<p>当該地に関しては外から搬入した石だと思います。</p>
中西委員	<p>仮に畑から出した石だった場合と、外から搬入した石なら対応は違うのか、同じなのかということです。</p>
議 長	<p>その石が放ってあったら何にも使えませんが、ならしてあったら駐車場に使えますね。</p>
中西委員	<p>仮に、置く場所がないからきれいに石を農地から取り除いて、そこに置いたとすると、外から搬入した場合とでは意味合いが全然違います。目的が異なりますし、それなら通るかもしれないとも思いました。</p>



山本会長職務代理者	ケースバイケースですね。借人がお茶を植えるのはいつ頃でしたか。
局長	再来年の予定です。
水谷推進委員	営農計画書には全面を茶とすることになっているんですか。
局長	営農計画書自体は、どれだけの量を植えるかについて記載する様式にはなっておりません。
中林委員	駐車スペースの面積がどこまで許せるのかどうかだと思います。
局長	基本的には、必要最小限のスペースにしていただくこととなります。
中林委員	半分が駐車スペースで、それが必要最小限で通るのはおかしいんじゃないでしょうか。
水谷推進委員	申出ではそこも含めて貸借されるんですね。
局長	どこをどれだけ使うといった申出ではありませんので、当該地全体の貸借になります。
水谷推進委員	長期間バラスが置いてあったら、おかしいなと思います。
局長	申出通りにしていただくのは当然のことだと思います。きちんとそうされるかどうかは確認する必要があります。
辻委員	植えるのは大分先ですよ。
中西委員	200㎡ほどが駐車スペースで、残り600㎡ほどが農地でしょうか。所有者はそのままの状態を貸借を希望されているかもしれません。
水谷推進委員	バラスがずっと敷かれたままの状態ではどうかと思います。
中西委員	それを重機を入れてきちんと農地にしようとするれば、50万円ほどはかかるんじゃないでしょうか。金銭面で不要な負担を強いることになってしまいます。

<p>議 長</p>	<p>バラスの部分をできる限り農地の面積に合う広さに改善してもらって、残りの農地部分はきちんと栽培していただくよう、口頭注意としてお伝えするということが宜しいでしょうか。</p> <p>当該地の貸借を承認せず放っておいても、借り手が居なければ荒らされてしまうかもしれません。借人は農業委員さんですし、きちんとお茶を植えてくださるでしょう。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号3は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p style="text-align: center;">= 委員、入室 =</p>
<p>議 長</p>	<p>引き続きまして、「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」一括して2件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第3号議案、1番から2番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」ですが、同条第2項に基づき、農地中間管理機構は、市町村に対し、「農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる」とあり、同条第3項に、「農用地利用配分計画の案の作成を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることから、本議案により、農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>マッチングのための農用地利用配分計画の案を協議するため、「連絡調整会議」が去る5月27日に開催されました。水谷推進委員に加わっていただき、京都府</p>

山城北農業改良普及センター、山城広域振興局、京都府農業会議の奥村現地推進役、及び京都やましる農協による協議を経ております。

まず、農地中間管理機構による借受希望者の応募状況は、「借受希望者一覧表」のとおりでございます。

次に、農用地利用配分計画の決定方法は、農地中間管理事業規程第6条に基づいて作成され、

1. 貸付希望農用地等を現に耕作している借受希望者
2. 貸付希望農用地等に隣接する農地で耕作する借受希望者
3. 地域内の認定農業者及び認定新規就農者  
本市の京力農場プランの中核的担い手に位置付けられている農業者  
その他の農業者
4. 貸付希望農用地等において耕作条件が良い借受希望者
5. 1～4に加え、本市農業の健全な発展を旨としつつ、その他の諸条件も踏まえて総合的に調整する。

となっております。

番号1についてですが、別図1をご覧ください。

当該地1が、氏が所有されている安田町 他3筆です。当該農地を現に耕作している者及び隣接する農地で耕作する借受希望者はございませんでした。

連絡調整会議では、当初、水稲でマッチングを試みましたが、前耕作者が自己所有のポンプを撤去しており、水を引き込めるかどうか不確かであったため希望者全員が辞退いたしました。

改めて、野菜でマッチングを試みましたが、近隣で耕作する借受希望者はございませんでしたので、借受希望者のうち、主な圃場が巨椋池干拓田の者を上位に横島既成田の者を下位に、さらに経営面積が少ない者から順に上位とし、所有者の希望により4筆まとめてマッチングを行いました。

その結果、借受希望者一覧表のとおり、平成28年度の第1回登録番号 社の平成28年度の第1回登録番号 氏、平成28年度の第1回登録番号 氏、平成28年度の第2回登録番号 氏、平成28年度の第2回登録番号 氏の順に交渉することとなり 社とマッチングが成立しました。なお、所有者は水稲でも良いとの意向であり、賃借料は水稲と野菜いずれも同額です。

次に、番号2につきまして、別図2をご覧ください。

当該地2が、氏他3名が所有されている安田町 です。近隣の経営

	<p>農地の所在状況は色塗りで表示しております。貸付希望農地に隣接する借受希望者は平成28年度第1回登録番号 〇〇 の 〇〇 氏であり、連絡調整会議において貸付先決定ルールどおり、〇〇 氏を最優先することになり、マッチングが成立しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第3号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>マッチングの借受希望者一覧表ですが、以前に出されたものと内容が同じままです。これでは現在も登録を希望されているのかよく分からず、判断ができません。一覧表は毎年新しい情報に更新すべきです。</p> <p>また、ほぼ同等の優先度だと思われる方が複数人いるときに、事務局が案を出してくるとその順位付けに異議を唱えるのは難しいと思います。もう少しマッチングの結果が明確に納得できるようなものとなるよう、ルール作りが必要です。</p>
山本会長職務代理者	<p>借受希望者は一度登録したら更新は3年置きとか、そうったものではないんですか。</p>
水谷推進委員	<p>現在は毎年ごとの登録ではないので、一度登録したらずっと登録された状態です。</p>
山本会長職務代理者	<p>農林茶業課が事務をしているんですか。</p>
局長	<p>本議案は、農林茶業課が検討した案に農業委員会からの意見を求められるものです。いただいたご意見については、農林茶業課へお伝えします。</p>
江口推進委員	<p>先月頃に、借受希望について前回同様登録されますかと照会が来ました。意向調査として、個人情報にはシールで隠せるように作られていて、ハガキで回答する形式でした。</p>
山本会長職務代理者	<p>離脱する人は離脱するとそこって言えるんですね。きちんとやってくれているなら良いです。</p>
水谷推進委員	<p>ほぼ同等の優先度のところがある場合は、事務局案で先に挙げた方が優先されてしまいます。</p>

議 長	仰るようにほぼ同等の方が複数出てくることなど、はたして実際にあるのでしょうか。
水谷推進委員	事務局の案に対して、明らかな指標がなければ意見を言いづらい状況です。あちこちで営農している人は優先されやすく、固まって営農している人は当たりにくい状況にあると思います。
議 長	借受希望についても意向調査されており、農林茶業課は農林茶業課で考えた上で案を出されています。農業委員会としては、本議案に対して意見を返さなければいけません。
水谷推進委員	当該案を認めないということではありません。
議 長	他に伝えておきたいことはありますか。なければ、当該案で結構ですと返事することになります。何かご意見があるようでしたら申し伝えなければいけません。
水谷推進委員	反対する理由はありません。
小島委員	意向調査というのは別として、登録したのに勝手に外されるということはありませんよね。
次 長	それはありません。
井内委員	登録しておかないと、近隣で貸付け希望が出されたときに借りることができません。
水谷推進委員	貸付け希望農地の隣接地を持っている人は、何年後でも一番に優先されることになります。今のルールでは、遠くの人にはずっと回ってきません。巨椋池で営農している人には巨椋池の農地が回ってきますが、白川の人には回りません。その仕組みのままで良いのかという思いはあります。
議 長	優先された人だとしても、断られる可能性もあります。
水谷推進委員	違う地域の人には絶対当たらない状態でも、このままで良いのかと感じます。

議 長	しかし、例えば私が白川の農地を借りないと言われてもとても通えないと思います。
小島委員	私も巨椋池の農地には通えないと思います。お互いにそうなのではないでしょうか。
江口推進委員	<p>連絡調整会議に出席しましたが、距離から言えば少し遠いものの、兼業から専業に変えて営農したいという方もいました。しかし、その方は水稻を希望されていたので水の関係で田に向いていない当該地は厳しいとのことでした。当該地は畑に向いているところですので、畑での営農を希望されている方とマッチングができて、結果として良かったのかなと思います。</p> <p>会議の中でそういった土地の状態に希望が合った方とのマッチングも考えられておりますし、最近では意向確認でどれだけ借りたいか面積等も確認しているので、近くの人でも現在の借受面積が希望面積を超えてきた際は別の新しい方を優先してはどうかと言った話も出ています。</p>
山本会長職務代理者	マッチングにおいて、きちんとそれなりの考慮はしてくださっているということですね。
江口推進委員	借受面積の状態や、専業か兼業かなどの観点からも考え、場合によっては2番手の方にまず声をかけることもあります。
議 長	<p>新たにこうしなくてはいけないという意見はありませんか。それなりにきちんとしてくださっていると言うことで、宜しいでしょうか。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって、「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、異議なしと認め、宇治市長に対し農業委員会の意見は「特になし」として報告いたします。</p> <p>引き続きまして、専決処分の報告について、事務局より報告願います。</p>
局 長	それでは、第1号報告から第2号報告までを一括してご説明申し上げます。

お手元の資料に基づきまして、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」2件のご説明を申し上げます。

【第1号報告、1番から2番を別添議案書をもとに朗読】

番号1につきましては、農地法に基づく転用届を知らずに先代が畑を宅地に変えていたため顛末書が提出されております。

番号2につきましては、道路に面している東側を進入路とし、雨水排水については、北側に排水路を設置、東側市道の側溝に排水するものです。

以上2件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。

引き続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」3件のご説明を申し上げます。

【第2号報告、1番から3番を別添議案書をもとに朗読】

番号1につきましては、隣接地への土砂流出を防ぐためバリケードを設置し、雨水排水は南側及び西側道路の側溝に流出するとのことです。また、農地法に基づく転用届を知らずに土地の一部を道路として利用していたため顛末書が提出されております。

番号2につきましては、隣接地への土砂流出を防ぐためバリケードを設置し、雨水排水は南西側水路及び北側道路の側溝に流出するとのことです。また、農地法に基づく転用届を知らずに土地の一部を宅地として利用していたため顛末書が提出されております。

番号3につきましては、ブロック及びフェンス工事により隣接への被害を防ぐとのことです。

以上3件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。

以上です。

議 長

事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。

水谷推進委員	第2号報告の番号3ですが、隣接に残存農地がありますよね。こういった被害防除がされるんですか。
局長	先述のとおり、ブロック及びフェンス工事で隣接地への被害を防ぐとのことですよ。
水谷推進委員	宅地になる当該地のほうが、隣接の畑より低いのではないのでしょうか。
局長	ご自身の土地ではあるのですが、ブロック及びフェンス工事をされるとのことですよ。
水谷推進委員	身内の方の家を建てるんですか。
局長	個人の家ですが、譲渡ではなく貸借です。
水谷推進委員	残存農地は当該貸人の所有地なんですか。
局長	そうです。
水谷推進委員	それなら良かったです。
議長	他にご意見等はございませんか。
	なしの声
議長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。



(午後2時35分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_